

令和5年度

山梨県救急安心センター（#7119）事業

公募型プロポーザル募集要項

令和5年7月

山梨県防災局消防保安課

## 1 公募の趣旨

山梨県では、急な病気やけがで救急車を呼ぶべきか迷ったときに電話で相談に応じる電話相談窓口として「救急安心センター（#7119）」を設置することとしています。本公募は、質の高いサービスを県民に提供するため、指定予定事業者を募集し選定を行うものです。

## 2 公募内容等

### (1) 委託業務名称

山梨県救急安心センター（#7119）事業運營業務委託

### (2) 業務内容

別添「山梨県救急安心センター（#7119）事業運營業務委託標準仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

### (4) 委託料上限額

金8,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

### (5) 事業の流れ

#### ア 委託業務内容詳細の協議

採択された企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて両者で協議し決定及び契約締結を行う。

#### イ 委託業務の実施

契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、「仕様書」、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始する。

#### ウ 実施報告

仕様書に基づき事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出する。

## 3 応募資格

次に掲げる全ての項目に該当していること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (3) 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。

- (4) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (9) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ※上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

#### 4 応募書類の提出

##### (1) 提出書類

No.	書類名	内容等	様式
1	参加申込書	所定の様式	様式1
2	企画提案者の概要	所定の様式 ※パンフレット等の添付可	様式2
3	誓約書	所定の様式	様式3
4	企画提案概要	所定の様式	様式4
5	企画提案書	所定の様式	様式5
6	契約希望金額	所定の様式	様式6
7	法人登記簿謄本	申請日前3ヵ月以内に発行されたもの	
8	定款	最新のもの 当該事業を実施する旨の記載のあるもの	
9	決算書等	最新決算年度の決算書類 (貸借対照表、損益計算書)	

10	納税証明書	「県税及び地方法人特別税」、「消費税及地方消費税」について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。） ※ただし、山梨県内に事業所等が全くないなどの理由により、納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。	
11	就業規則等	就業規則	

※ 提出する書類の様式は、山梨県消防保安課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shobo/0731.html>

(2) 応募受付期間 **令和5年7月31日(月)～8月21日(月) ※必着**

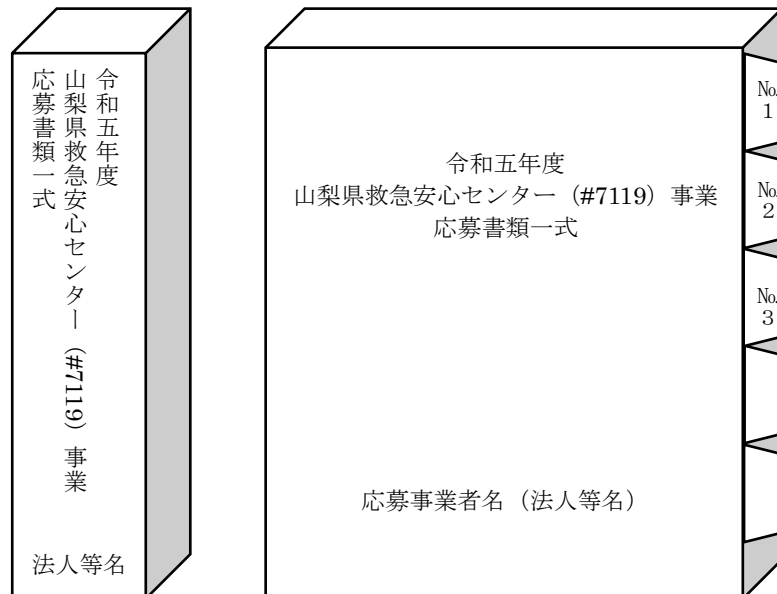
**午前9時～午後5時 〈土・日・祝日を除く〉**

(3) 提出部数 ・ 正 1 部 ・ 副 6 部

(4) 提出方法

- ・ (5)の提出場所に事前電話予約の上、郵送又は持参してください。
- ・ 併せて電子データ（全ページPDF）についてメールによる書類の提出も行ってください。
- ・ 全体の目次をつけてください。
- ・ 通しページをつけてください。
- ・ 応募書類は原則 A4 版縦左綴じとし、表紙、背表紙に事業名・事業者名を記載したフラットファイル等に綴じてください。図面等で A3 となる場合は A4 サイズに折りたたんでください。
- ・ 各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、これに書類No.を記入したインデックスを見出しとして貼付してください。
- ・ 所定書式の記載文字の大きさは 12 ポイント、フォントは「MS 明朝体」で統一してください。定款（法務局）や就業規則（労働局）を除く他書類において、変更可能であれば、同じ大きさに揃えてください。また、印刷の際は、拡大や縮小をせずに等倍（100%の倍率）で行ってください。

《提出書類の綴じ方の参考例》



(5) 提出先・問い合わせ先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館4階

山梨県防災局消防保安課 消防指導担当

電話：055-223-1430

E-mail：shobo@pref.yamanashi.lg.jp

(6) 応募に関する質問及び回答

- ・質問については、公平を期すために電話、窓口での受付は行いません。質問内容を質問書(様式7)に記入し、上記メールアドレスへ送付してください。

質問受付期間：7月31日(月)～8月10日(木)

※送付時には、必ず到達確認の電話連絡をしてください。

※質問の内容は簡潔で分かりやすく記載してください。

※質問内容についての確認を電子メール等にて行うことがありますので、その場合は速やかに返信してください。

- ・質問への回答は、質問・回答期間中に随時行います。

回答方法は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行いますが、広く周知させる場合は閲覧により行う場合があります。なお、閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知します。

- (7) 応募辞退 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。
- (8) 留意事項
- ・応募要件を充足しない場合または応募受付期間を経過した場合は理由の如何を問わず一切受理しません。（応募受付期間を過ぎてからの差し替え及び再提出を含む）
  - ・応募受付期間内に応募資料がすべて整わない場合や、本県から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものとします。
  - ・提出された書類は、審査・選考後も返却いたしません。
  - ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
  - ・提出書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- (9) 応募の無効
- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
- ① 応募書類に重大な不備や虚偽の記載がある場合
  - ② 不正な行為があった場合
  - ③ 本公募要項で指定した事項に従わない場合

## 5 選定方法等

山梨県に設置する選定委員会において(2)審査項目に基づき企画提案内容の審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補者とします。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがあります。

最高得点の者が同点の場合、価格の見積等を総合的に判断し、最上位提案者を決定します。

### (1) 審査方法

- ① 書類審査
- ② プレゼンテーション

※審査は企画提案書のみに基づいて行うため、プレゼンテーション時に企画提案書に記載されていない内容を提案しても、評価しません。

### (2) 審査項目

- ・ 審査は提案内容の目次に沿って行います。

- ・ 各項目の配点は別添『配点表』を参考にしてください。

### (3) 審査・選定結果の通知

審査・選定の結果は、応募した全ての事業者にも文書で通知します。事業候補者の選定状況に関しての照会等には応じられません。

また、選定された事業者については、山梨県消防保安課ホームページで公表します。

[https://www.pref.yamanashi.jp/shobo/r5\\_koubo.html](https://www.pref.yamanashi.jp/shobo/r5_koubo.html)

審査・選定の結果に対する異議には、一切応じられません。

## 6 公募のスケジュール

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 公募要項発表    | 7月31日(月)                                   |
| (2) 質問受付・回答期間 | 7月31日(月)～8月10日(木)                          |
| (3) 応募受付期間    | 7月31日(月)～8月21日(月)<br>(土・日・祝日を除く) 午前9時～午後5時 |
| (4) 書類審査      | 8月7日(月)～8月22日(火)                           |
| (5) プレゼンテーション | 8月23日(水)～8月25日(金)<br>※詳細は別途通知します。          |
| (6) 選定結果発表    | 8月28日(月)以降                                 |

## 7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案など不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 選定委員会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
  - ① 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
  - ② 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

(7) 2件以上の企画提案をしたとき。

## 8 契約

- (1) 最優秀提案者を契約候補者とし、契約条件及び業務仕様書の内容を踏まえ協議を行い、契約内容及び契約金額を決定したうえで協定を締結します。
- (2) 契約候補者と山梨県防災局消防保安課との間で協議が整わない場合、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結します。

## 9 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。
- (2) 提出された企画提案書類等は返却しません。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。
- (4) 契約の締結候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案や説明を求めることがあります。
- (5) 提案された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (6) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行いません。
- (7) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。
- (9) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合には、損害賠償請求、契約解除等の措置を行う場合があります。